

ストレス時リスク相当額の算出方法及びポジションに応じた
当初証拠金所要額の引上げ措置に係る取扱いについて

2011年7月13日

2014年12月15日改正

2016年8月31日改正

2019年5月27日改正

2020年12月14日改正

2023年5月22日改正

2024年4月22日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

1. ストレス時リスク相当額の算出方法（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い28条、CDS清算基金所要額に関する規則別表第2項関係）

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第28条及びCDS清算基金所要額に関する規則別表第2項に規定するストレス時リスク相当額の算出方法は、各清算参加者のポジションについて、以下に掲げる条件において想定される損失額のうち、最大のものをいう。

- (1) スプレッドの変動：過去における各銘柄のスプレッドの想定ポジション保有期間における変動率のうち、上昇及び下降それぞれの方向で絶対値が最大となる変動率に相当する率
- (2) 想定ポジション保有期間：10日間
- (3) 想定する参照組織の破綻：売超額が最も大きい参照組織1社の破綻
- (4) 想定する参照組織破綻時の回収率：14%

2. ポジションに応じた当初証拠金の引上げ措置に関する取扱い

- (1) 清算参加者のポジションが自己資本額に比して過大であると認められる状況及び（業務方法書の取扱い第28条、第30条第1号及び第2号関係）

業務方法書の取扱い第28条に規定するストレス時リスク相当額の自己資本額に対する率、第30条第1号に規定する当初証拠金所要額の割増率、同条第2号aに規定する当初証拠金所要額に乗じる率、同条第2号bに規定する新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額及び同条第2号cに規定する新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額は、以下のとおりとする。

比率	割増率等
10%超 20%以下	10%
20%超 30%以下	20%
30%超 40%以下	30%
40%超 50%以下	40%
50%超 60%以下	50%
60%超 70%以下	60%
70%超 80%以下	70%
80%超 90%以下	80%
90%超 100%以下	90%
100%超	100%+新規債務負担分はフルチャージ ¹

(2) 清算参加者に市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況（業務方法書の取扱い第29条、第30条第3号及び第4号関係）

- a. 業務方法書の取扱い第29条第1号に規定するオンザラン換算ネット想定元本は、清算参加者のポートフォリオについて、すべての銘柄を VaR を使用したリスクベースでオンザラン銘柄に換算し、売超と買超のポジションをネットした後の想定元本合計とする。
- b. 業務方法書の取扱い第29条第1号に規定するインデックスCDS取引に係るオンザラン換算ネット想定元本の水準及び同条第2号に規定するシングルネームCDS取引に係るネット想定元本の総額の水準、第30条第3号に規定する割増率、同条第4号柱書に規定するインデックスCDS取引に係るオンザラン換算ネット想定元本及びシングルネームCDS取引に係るネット想定元本の額、同条第4号aに規定する当初証拠金所要額に乗じる率、同条第4号bに規定する新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額及び当該控除した額に乗じる率並びに同条第4号cに規定する新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額及び当該控除した額に乗じる率は以下のとおりとする。

インデックスCDS取引に係るオンザラン換算ネット想定元本およびシングルネー

¹ 新規債務負担分のフルチャージは、フルチャージを決定した日以降における新規債務負担取引について、想定元本の100%（売超の場合）または固定支払いの現在価値相当額に変動証拠金（参加者受領分）相当額を加えた額（買超の場合）から、当該新規債務負担ポジションに係る「変動証拠金（参加者支払分）及び割増し後のショートチャージ、ビット・オフチャージ、クレジットイベント証拠金、シングルネーム証拠金、ショートチャージ（自己参照分）の合計額相当額」を控除した額を加算するものとする（業務方法書の取扱い第30条第2号b及びc）。

ム CDS 取引に係る参照組織ごとの最大のネット想定元本と、インデックス CDS 取引及びシングルネーム CDS 取引の参照組織ごとに別途定める発動開始水準、最大割増水準及び水準間隔に応じて、以下の通り当初証拠金の割増しを行う。

ネット想定元本が発動開始水準超	10%割増
以降、最大割増水準まで、水準間隔の額増加するごとに+10%割増	
ネット想定元本が最大割増水準超	50%割増かつ新規債務負担分について追加チャージ ²

以 上

² 新規債務負担分の追加チャージは、当該追加チャージを行うことを決定した以降における新規債務負担が対象銘柄の売超過もしくは買超過をさらに増加させることとなる場合、想定元本の 100%（売超の場合）または固定支払いの現在価値相当額に変動証拠金（参加者受領分）相当額を加えた額（買超の場合）から、当該新規債務負担ポジションに係る「変動証拠金（参加者支払分）及び割増し後のショートチャージ、ビッド・オファーチャージ、クレジットイベント証拠金、シングルネーム証拠金、ショートチャージ（自己参照分）の合計額相当額」を控除した額にインデックス CDS 取引及びシングルネーム CDS 取引の参照組織ごとに別途定める調整係数を乗じた額を加算するものとする（業務方法書の取扱い第 30 条第 4 号 b 及び c）。